

令和8年度 流山市フリースクール等

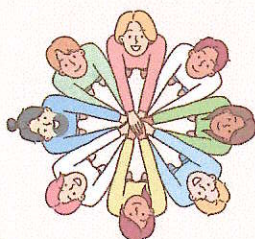
利用児童生徒支援

補助金制度 始まります！

不登校児童生徒の教育の機会を確保し、社会的自立ができるよう支援することを目的とした補助金制度が始まります。流山市では、フリースクール等の利用料等の一部を補助します。



学びの機会保障



学校とフリースクール等の
連携強化



利用料負担軽減



選択肢の拡充

補助金額

利用料の3分の1
(月額上限10,000円)

対象

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- ① 流山市に居住している又は流山市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者であること
- ② 申請日前1年以内に、30日以上学校に登校していない児童生徒の保護者であること
- ③ 流山市・松戸市・野田市・柏市・我孫子市・鎌ヶ谷市にある本市が認定するフリースクール等を通所利用していること
- ④ 原則として、フリースクール等を月に1日以上利用していること
- ⑤ 在籍学校と事業者との情報共有に同意していること
- ⑥ 学校、市又は県の相談機関等との連携に協力できること
- ⑦ 同一経費について他の補助金等の交付を受けていないこと
- ⑧ 市教育委員会との面談、流山市が運営するフレンドステーションエルズまたはフレンドステーションしんかわの見学もしくは体験を行っていること
- ⑨ 市税の滞納がないこと

制度開始特例

この補助金は今年度から始まる新しい制度です。

制度を知らなかったために申請の機会を逃してしまうことがないよう、初年度に限り裏面の通り、申請期間を長く設けています。

また令和8年10月1日以前から対象区域外のフリースクール等を通所利用している方は、対象区域外であっても申請できる特例措置を設けます。

補助対象期間

申請期間はいつですか？

第1期：令和8年 4月1日 から 令和8年9月30日まで

申請期間：令和8年10月1日から令和8年12月28日まで

第2期：令和8年10月1日 から 令和9年3月31日まで

申請期間：令和9年4月1日から令和9年4月30日まで

補助対象

どんな費用が補助の対象ですか？

認定を受けたフリースクール等に支払う利用料

※入学科、施設整備費、交通費、食費、活動にかかる
実費負担その他これらに類するものは対象外です。

申請方法

どうやって申請するのですか？

申請書に必要書類を添えて、指導課教育研究企画室へ提出してください。郵送または窓口で受け付けます。

申請書は流山市教育委員会ポータルサイトからダウンロードできます。教育研究企画室窓口でも配布しています。



ご相談・お問い合わせ先

流山市教育委員会 指導課 教育研究企画室 教育相談担当

〒270-0153 流山市中110（流山エルズ4階）

☎：04-7150-8388

詳細ページURL：<https://schit.net/nagareyama/portal/>

制度内容や申請方法について、不明な点がございましたらご相談ください。

